

## 京都メカニズムの個別プロジェクトの承認結果等について

平成15年8月29日  
京都メカニズム活用連絡会

### 1. 京都メカニズム活用のための体制整備について

- 平成14年7月19日 「京都メカニズム活用のための体制整備について」  
(地球温暖化対策推進本部決定)
- 7月22日 「京都メカニズム活用のための体制整備について」  
(地球温暖化対策推進本部幹事会決定)
- 10月16日 「共同実施及びクリーン開発メカニズムに係る事業の承認に関する指針」  
(京都メカニズム活用連絡会決定)
- 10月17日 事業の承認申請手続の開始

### 2. 個別プロジェクトの承認結果について

承認年月日	種類	実施国	プロジェクトの概要
平成14年12月12日	J I	カザフスタン	高効率ガスタービンの導入
同日	C D M	ブラジル	バイオマスを利用した鉄鋼生産
平成15年5月22日	C D M	タイ	ゴム木廃材によるバイオマス発電
7月15日	C D M	韓国	H F C 2 3 の破壊
7月29日	C D M	ブータン王国	未電化の村に小規模水力発電所を建設

(注) 京都メカニズムの種類

共同実施 ( J I )

先進国間の共同プロジェクトで生じた削減量を当事国間でやり取りするもの。

クリーン開発メカニズム ( C D M )

先進国と途上国の共同プロジェクトで生じた削減量を先進国が獲得するもの。

排出量取引

先進国間で排出枠をやり取りするもの。

### 3. 国別登録簿について

本部決定において、経済産業省及び環境省が共同して整備することとしている国別登録簿については、平成14年度末には登録簿システムの基幹機能を開発しており、技術仕様に関する国際交渉の結果等を踏まえ、今年度も引き続き作業を進めていく。

また、国別登録簿に係る申請手続等の整備についても検討を進めていく。

(参考1)

## 京都メカニズム活用のための体制整備について

〔平成14年7月19日  
地球温暖化対策推進本部決定〕

「地球温暖化対策推進大綱」（平成14年3月19日決定）を踏まえ、京都メカニズム活用のための体制整備について、次のとおり決定する。

- 1．京都議定書に基づく共同実施（J I）及びクリーン開発メカニズム（C D M）に係る締約国としての事業の承認（以下「事業承認」という。）及び事業承認に係る手続その他必要な事項の決定については、「地球温暖化対策推進本部幹事会」（以下「幹事会」という。）の下に「京都メカニズム活用連絡会」（以下「連絡会」という。）を設置して、連絡会がこれを行う。
- 2．J I及びC D Mの事業実施を促進するため、連絡会は事業に関連の深い省庁における担当課室長レベルにおいて構成し、その構成省庁は別に幹事会にて定める。ただし、必要に応じて、連絡会の構成省庁を追加等することができる。また、連絡会の庶務は、環境省と経済産業省の協力を得て、内閣官房にてこれを行う。
- 3．事業承認に係る地球温暖化対策推進本部への報告その他の連絡会の運営等に関し必要な事項については、幹事会が別に定める。
- 4．国別登録簿の整備については、経済産業省及び環境省が共同で進めるとともに、国別登録簿管理者として共同で運営管理を行う。また、両省は、国別登録簿の内容について連絡会に報告する。

# 京都議定書に基づく共同実施(JI)・クリーン開発メカニズム(CDM)の活用について

## 政府の支援体制

地球温暖化対策推進本部

幹事会  
(全省庁・局長級)

京都メカニズム活用連絡会  
(プロジェクト支援担当省庁・課長級)

承認申請



承認



、は京都議定書  
の国際ルールに  
基づくもの

事業者等

JI/CDM事業(1)

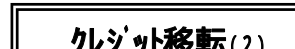


海外でのプロジェクト実施

他の締約国  
(先進国/途上国)



クレジット移転(2)



注:

(1) JI、CDM事業

他の締約国における温室効果ガス排出削減を実現するために、温室効果ガス排出削減に資する事業を行うもの。

(2) クレジット移転

他の締約国における温室効果ガス排出削減実績を、事業者等が国内で行ったものと見なすもの。

(参考2)

## 京都メカニズム活用のための体制整備について

〔平成14年7月22日  
地球温暖化対策推進本部幹事会決定〕

地球温暖化対策推進本部幹事会(以下「幹事会」という。)は、地球温暖化対策推進本部決定「京都メカニズム活用のための体制整備について」(以下「本部決定」という。)を踏まえ、次のとおり決定する。

### 1. 京都メカニズム活用連絡会の任務

本部決定の1に基づき、京都メカニズム活用連絡会(以下「連絡会」という。)は、京都議定書に基づく共同実施(JI)及びクリーン開発メカニズム(CDM)に係る締約国としての事業の承認(以下「事業承認」という。)及び事業承認に係る手続その他必要な事項の決定を行う。

### 2. 京都メカニズム活用連絡会の構成省庁

連絡会は、JI及びCDMのプロジェクトに関連の深い、内閣官房、環境省及び経済産業省並びに外務省、農林水産省及び国土交通省の担当課室長で構成する。ただし、必要に応じて、連絡会の構成省庁を追加等することができる。また、連絡会の庶務は、環境省と経済産業省の協力を得て、内閣官房にてこれを行う。

### 3. 事業承認及び支援の体制

#### (1) 事業承認の申請

個別のプロジェクトに係る承認申請については、当該申請を行う事業者等の判断に基づき、円滑かつ迅速なプロジェクトの推進を確保する観点から、連絡会のいずれの構成省庁においても、事業者等の事業承認の申請を受理することができる。

事業承認の申請は、電子的な手続に加えて、書面による手続も行うことができる。

#### (2) プロジェクト支援担当省庁等について

プロジェクト支援担当省庁は、プロジェクトの開始から京都議定書に基づく排出削減量等の発行に至るまでの進捗状況の把握及び側面支援を行うとともに、事業承認の手続における実務を行う。

事業承認の申請を受理した連絡会の構成省庁は、連絡会への報告を行う。連絡会においては、申請を行った事業者等の意向を踏まえてプロジェクト支援担当省庁を決定し、当該事業者等に連絡する。なお、各プロジェクトについては、関係省庁が複数にまたがる場合も想定される。

連絡会の他の構成省庁において、プロジェクト支援担当省庁等として、追加的に参加等の意見がある際には、必要に応じて連絡会において調整を行う。

外務省は、在外公館との連絡等の業務、プロジェクト開始から京都議定書に基づく排出削減量等の発行に至るまでのホスト国及び関係国際機関等との外交的手続及び相手国政府の窓口との交渉等必要な業務について、プロジェクト支援担当省庁と協議の上、これを行う。

### (3) 承認プロセス等

プロジェクト支援担当省庁は、申請内容を審査の上、事業承認をして問題ないと認める際には、連絡会に対してその旨を報告し、連絡会において事業承認を行う。また、連絡会における事業承認が行われた場合は、当該プロジェクト支援担当省庁において、政府承認のレターを発行する。

### (4) 幹事会及び推進本部への報告

連絡会は個別プロジェクトの承認に係る結果については、事後にこれをまとめた上で、幹事会に報告する。報告を受けた幹事会は、推進本部に対してこれを報告する。

## 4. 国別登録簿の整備等

国別登録簿の整備については、経済産業省及び環境省が共同で進めるとともに、国別登録簿管理者として共同で運営管理を行う。また、両省は国別登録簿の内容について連絡会に報告する。

## 5. その他

- (1) 京都メカニズム活用のための体制については、国際ルールの策定状況等を踏まえつつ、必要に応じて改定する。
- (2) 上記に定めるもののほか、連絡会の運営等に関して必要な事項については、連絡会において別に定める。

( 参考 3 )

## 共同実施及びクリーン開発メカニズムに係る事業の承認に関する指針

〔 平成 1 4 年 1 0 月 1 6 日  
京都メカニズム活用連絡会決定 〕

平成 1 4 年 7 月 2 2 日地球温暖化対策推進本部幹事会決定「京都メカニズム活用のための体制整備について」に基づき、京都議定書に基づく共同実施（ J I ）及びクリーン開発メカニズム（ C D M ）に係る締約国としての事業の承認に関し、手続その他必要な事項を次のように定める。

### 1 . J I 及び C D M に係る事業の申請

- ( 1 ) J I 及び C D M に係る事業（以下「プロジェクト」という。）の日本国外での実施、排出削減量等の獲得及び日本の国別登録簿上の口座への移転を目的として、当該プロジェクトについて日本政府の承認を得ようとする者は、別紙 1 の申請書様式に、別紙 2 の申請の手引きに従い必要な事項を記入し、かつ必要な書類を添付した上で、当該申請書を、別紙 3 の京都メカニズム活用連絡会（以下「連絡会」という。）構成省庁のいずれかの申請窓口提出するものとする。
- ( 2 ) 申請を受理した省庁は、速やかに、当該申請書の写しを全ての連絡会構成省庁へ送付する。
- ( 3 ) 連絡会において、プロジェクト支援担当省庁を決定する。決定されたプロジェクト支援担当省庁名は、( 8 ) の政府承認レター交付時に申請者に通知する。
- ( 4 ) 申請書に希望するプロジェクト支援担当省庁名の記入がある場合には、当該意向を踏まえて決定する。ただし、各プロジェクトについては、関係省庁が複数にまたがる場合も想定されるため、連絡会構成省庁において、プロジェクト支援担当省庁等として追加的に参加等の意見がある際には、必要に応じて連絡会において調整を行う。
- ( 5 ) プロジェクト支援担当省庁は、申請書を、2 . の承認基準に従い審査し、審査結果を連絡会に報告する。
- ( 6 ) C D M に係るプロジェクトの資金源に公的資金が含まれており、申請者が、当該公的資金が O D A の流用ではなく、日本国の資金的義務とは分離され、組み込まれていない旨の政府の確認を求めている場合においては、プロジェクト支援担当省庁は、当該資金を拠出した公的機関に対し、それが O D A が否かを確認した上で、O D A である場合には、外務省に対し、当該公的資金が O D A の流用でないか否かについて確認を求めるとし、その結果を連絡会に報告する。
- ( 7 ) 連絡会は、プロジェクト支援担当省庁の審査結果（( 6 ) の場合は外務省も含む。）を踏まえ、プロジェクトの承認又は不承認を決定する。

- ( 8 ) プロジェクトが承認された場合には、速やかに、プロジェクト支援担当省庁より申請者に対し、別紙 4 の政府承認レターを交付する。
- ( 9 ) プロジェクトが不承認となった場合には、速やかに、プロジェクト支援担当省庁より申請者に対し、その旨を、不承認となった理由とともに、文書により通知する。  
ただし、不承認となった案件においても、不承認となった理由を踏まえ申請書類を修正した際には、再度申請を行うことを可能とする。
- ( 10 ) 承認は可能な限り迅速に行うこととし、今後、実際に行われる承認手続に要する期間等に鑑みて、標準処理期間を定める。

## 2 . 承認基準

承認に当たっては、以下の基準に従って審査を行う。

( 指定運営組織及び C D M 理事会等が行うような審査を行うものではない。 )

- ( 1 ) プロジェクトの内容が、京都議定書、マラケシュ合意その他の国際的合意事項に反するものでないこと。
- ( 2 ) プロジェクト実施主体が、破産その他の事由により、プロジェクトの適確な遂行が明らかに困難な経営状況等にあると認められるものでないこと。

## 3 . J I 及び C D M に係る事業の報告

- ( 1 ) プロジェクト実施主体は、別紙 5 の事業報告の手引きに従い必要な事項を、プロジェクト支援担当省庁に対して報告する。
- ( 2 ) プロジェクト支援担当省庁が複数ある場合には、そのいずれかに報告すればよいこととし、報告を受けた省庁は、速やかに、当該報告書の写しを他のプロジェクト支援担当省庁に送付する。

## 4 . 申請等の方法

本指針に基づく申請及び報告並びに政府承認レターの交付等については、申請者等の意向により、電子的な手続又は書面による手続をとることができる。

なお、電子的な手続が未整備のプロジェクト支援担当省庁においては、速やかに実施できるよう措置する。

## 5 . ホスト国政府及び関係国際機関等との連絡及び交渉等

- ( 1 ) プロジェクト支援担当省庁は、当該プロジェクトの承認時から京都議定書に基づく排出削減量等の発行に至るまでの進捗状況を把握するとともに、ホスト国政府及び関係国際機関等による承認等及び排出削減量等の発行を側面支援する。
- ( 2 ) 外務省は、在外公館との連絡等の業務、プロジェクトの承認時から京都議定書に基づく排出削減量等の発行に至るまでのホスト国政府及び関係国際機関等との外交

的手続及びホスト国政府の窓口との交渉等必要な業務について、プロジェクト支援担当省庁と協議の上、これを行う。

- (3) プロジェクト支援担当省庁は、(1)の観点から、プロジェクト実施主体に対して、指導及び助言を行い、プロジェクトに関する報告を求めることができる。

## 6. その他

- (1) 本指針に基づく日本国政府の承認を得るのみでは、国際的にJ I及びC D Mとして認められたものにはならず、別途、京都議定書及び関連国際合意に基づき、J Iについてはホスト国政府の承認等(場合によっては、第三者機関(独立組織)の審査も含む。)を、C D Mについてはホスト国政府の承認及び第三者機関(指定運営組織)の審査を受ける必要がある。
- (2) 本指針については、国際ルールの策定状況等を踏まえつつ、必要に応じて改定する。特に、新規植林又は再植林を内容とするプロジェクトの承認に関する指針については、これらの定義や方法等の国際ルールが定められてから(2003年開催の締約国会議第9回会合において決定予定)策定する。
- (3) 連絡会における報告、協議及び決定については、迅速な対応を図るため、必ずしも会議の開催を要せず、ファックス又は電子メールによる対応を可能とする。

別紙1～別紙5 (略)



## これまで日本政府承認されたCDM / JIプロジェクト

	承認年月日	CDM / JI	申請者	実施国	プロジェクト名	プロジェクトの概要	クレジット獲得量	申請受理省庁	支援担当省庁
1	平成14年12月12日	JI	新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)	カザフスタン	熱電併給所省エネルギーモデル事業	熱電併給所においてお日本で導入実績のある高効率のガスタービン及び排熱回収ボイラによるコージェネ設備を導入する	年間約6万2千t <sub>CO2</sub>	経済産業省	経済産業省
2	平成14年12月12日	CDM	豊田通商株式会社	ブラジル	V&M Tubes do Brazil 燃料転換プロジェクト	バイオマスを利用した鉄鋼生産	年間約113万t <sub>CO2</sub>	経済産業省	経済産業省
3	平成15年5月22日	CDM	電源開発株式会社	タイ	タイ国ヤラにおけるゴム木廃材発電計画	ゴム木廃材を利用したバイオマス発電	年間約6万t <sub>CO2</sub>	経済産業省	経済産業省 農林水産省
4	平成15年7月15日	CDM	イネオス ケミカル株式会社	韓国	韓国ウルサン市におけるHFC類の破壊事業	HFC22の副生産物としてのHFC23の破壊	年間約140万t <sub>CO2</sub>	経済産業省	経済産業省 環境省
5	平成15年7月29日	CDM	関西電力株式会社 (e7基金を代表して申請)	ブータン王国	e7ブータン小規模水力発電CDMプロジェクト	未電化の村に小規模水力発電所を建設する	年間約500t <sub>CO2</sub>	経済産業省	経済産業省